

平成30年度 第1回

加古川市立学校校区審議会

平成30年10月10日

加古川市役所 新館9階 191会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 教育長あいさつ

4 委員紹介

5 会長及び副会長の選出について

6 議 事

(1) 規定及び平成30年度加古川市立小・中学校の就学状況

①加古川市立小学校及び中学校校区規則について

②就学すべき学校の変更(校区外・区域外就学)について

③児童生徒数及び学級数について

7 そ の 他

8 閉 会

加古川市立学校校区審議会委員名簿

平成30年9月11日現在

氏名	所属団体等
おおにし 大西なつみ	加古川市立平岡小学校 校長
かわじり まこと 川尻 誠	加古川市立神吉中学校 校長
まちば たかゆき 待場 孝之	加古川市立神吉中学校 P T A会長
さいとう まこと 斉藤 誠	加古川市立野口小学校 P T A会長
おおもり としあき 大森 俊昭	神戸女子大学講師
きむら まり 木村 眞理	加古川市民生児童委員連合会 主任児童委員会 委員長
やまうち さだと 山内 貞人	加古川町氷丘地区町内会連合会会長
みやけ みゆき 三宅 美由紀	兵庫大学短期大学部講師

参 考 资 料

目 次

議事（１）関係

加古川市立小学校及び中学校校区規則……………	1
加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱……………	6
就学すべき学校の変更に関する要綱……………	14
・別表 加古川市立小学校・中学校 校区外・区域外就学許可基準……………	17
平成30年度理由別校区外・区域外就学申請件数……………	18
児童生徒数一覧表（平成30年5月1日現在）……………	19
児童生徒数及び学級数推計表……………	20

その他

加古川市立学校校区審議会条例……………	22
加古川市立学校校区審議会条例施行規則……………	23

加古川市立小学校及び中学校校区規則

昭和 60 年 3 月 30 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定に基づき、就学予定者、学齢児童又は学齢生徒の就学すべき小学校又は中学校を指定する基準としての区域（以下「校区」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小学校校区)

第 2 条 小学校の校区は、別表第 1 のとおりとする。

(中学校校区)

第 3 条 中学校の校区は、別表第 2 のとおりとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 4 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 18 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 5 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 15 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 12 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 7 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 19 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 18 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 13 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 6 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 14 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 11 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 24 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 26 日から施行する。ただし、別表第 1 「加古川市立平岡小学校」の項の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、加古川市、高砂市宝殿中学校組合規約（昭和 32 年組合規約第 1 号）の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による許可のあった日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、川西小学校校区において平成 17 年度に小学校を卒業する学齢児童から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 17 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 13 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 25 日教委規則第 4 号）

この規則は、東播都市計画事業坂元・野口土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

学校名	校区
加古川市立加古川小学校	加古川町篠原町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町寺家町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町本町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町木村（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町西河原（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町栗津（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町北在家の一部、加古川町備後の一部、加古川町平野の一部
加古川市立氷丘小学校	加古川町大野（神野小学校校区を除く。） 加古川町中津 加古川町河原（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町美乃利（氷丘南小学校校区を除く。）
加古川市立神野小学校	加古川町大野の一部、神野町神野（陵北小学校校区を除く。） 神野町西条の一部、神野町石守、神野町西之山、神野町福留、神野町日岡苑、山手 1 丁目、山手 2 丁目、山手 3 丁目、神野町石守 1 丁目、神野町石守 2 丁目、神野町石守 3 丁目、神野町福留 1 丁目、野口町水足の一部、八幡町中西条の一部
加古川市立野口小学校	加古川町北在家の一部 野口町野口（平岡北小学校校区を除く。） 野口町良野、野口町坂元、野口町坂元北 1 丁目、野口町坂元北 2 丁目、野口町坂元北 3 丁目、野口町坂元北 4 丁目、野口町坂元北 5 丁目 野口町北野（野口北小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町新在家の一部、尾上町安田の一部

加古川市立平岡小学校	野口町二屋の一部、平岡町西谷 平岡町高畑（平岡東小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町山之上（平岡東小学校校区を除く。） 平岡町二俣の一部、平岡町新在家（野口小学校校区、野口北小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町新在家1丁目、平岡町新在家2丁目、平岡町新在家3丁目
加古川市立尾上小学校	加古川町北在家の一部、尾上町養田の一部 尾上町池田（浜の宮小学校校区、若宮小学校校区を除く。） 尾上町長田（若宮小学校校区を除く。） 尾上町安田（浜の宮小学校校区、鳩里小学校校区、野口南小学校校区を除く。） 尾上町口里の一部
加古川市立別府小学校	別府町別府（平岡南小学校校区、野口南小学校校区を除く。） 別府町朝日町、別府町宮田町、別府町中島町、別府町石町、別府町緑町、別府町本町1丁目、別府町本町2丁目、別府町東町、別府町元町、別府町西町、別府町港町、別府町西脇（平岡南小学校校区を除く。） 別府町西脇2丁目、別府町西脇3丁目
加古川市立八幡小学校	八幡町下村、八幡町野村、八幡町宗佐、八幡町船町、 八幡町上西条 八幡町中西条（神野小学校校区を除く。） 上荘町国包（上荘小学校校区を除く。）
加古川市立平荘小学校	平荘町山角、平荘町養老、平荘町里、平荘町池尻、平荘町西山、 平荘町小畑、平荘町一本松、平荘町神木、平荘町上原、平荘町中山、 平荘町磐、平荘町新中山
加古川市立上荘小学校	上荘町小野、上荘町薬栗、上荘町見土呂、上荘町国包の一部、上 荘町井ノ口、上荘町白沢、上荘町都染、上荘町都台1丁目、上荘 町都台2丁目、上荘町都台3丁目
加古川市立東神吉小学校	東神吉町神吉（東神吉南小学校校区を除く。） 東神吉町天下原、東神吉町升田
加古川市立西神吉小学校	西神吉町辻、西神吉町岸（川西小学校校区を除く。） 西神吉町大国、西神吉町西村、西神吉町中西、西神吉町宮前、西 神吉町鼎
加古川市立川西小学校	東神吉町西井ノ口の一部、西神吉町岸の一部、米田町平津、 米田町船頭（東神吉南小学校校区を除く。）
加古川市立陵北小学校	神野町神野の一部、神野町西条（神野小学校校区を除く。） 西条山手1丁目、西条山手2丁目、新神野1丁目から新神野8丁 目まで
加古川市立平岡南小学校	野口町二屋の一部、平岡町二俣（平岡小学校校区を除く。） 平岡町中野、平岡町八反田、平岡町一色 平岡町一色西1丁目、平岡町一色西2丁目 平岡町一色東1丁目、平岡町一色東2丁目、平岡町一色東3丁目 別府町別府の一部、別府町西脇の一部
加古川市立浜の宮小学校	尾上町池田の一部、尾上町安田の一部 尾上町口里（尾上小学校校区を除く。） 別府町新野辺北町5丁目の一部 野口町長砂の一部

加古川市立鳩里小学校	加古川町木村の一部 加古川町稲屋（若宮小学校校区を除く。） 加古川町友沢、加古川町西河原の一部 加古川町栗津の一部 加古川町北在家（加古川小学校校区、野口小学校校区、尾上小学校校区を除く。） 加古川町備後（加古川小学校校区を除く。） 加古川町南備後（若宮小学校校区を除く。） 尾上町養田の一部、尾上町安田の一部
加古川市立平岡東小学校	平岡町高畑の一部、平岡町土山 平岡町山之上の一部
加古川市立野口北小学校	野口町水足（神野小学校校区を除く。） 野口町北野の一部、平岡町新在家の一部
加古川市立志方小学校	志方町志方町、志方町上富木、志方町投松、志方町高畑の一部、 志方町西飯坂、志方町西中（志方西小学校校区を除く。） 志方町横大路の一部
加古川市立志方東小学校	志方町高畑（志方小学校校区を除く。） 志方町廣尾、志方町岡、志方町細工所、志方町野尻、志方町大澤、 志方町行常、志方町畑、志方町雑郷、志方町東飯坂、志方町東中、 志方町大宗
加古川市立志方西小学校	志方町西中の一部、志方町永室、志方町西牧、志方町山中、志方 町原、志方町成井、志方町西山、志方町横大路（志方小学校校区 を除く。）
加古川市立氷丘南小学校	加古川町篠原町の一部、加古川町寺家町の一部、加古川町本町の 一部、加古川町河原の一部、加古川町溝之口、加古川町平野（加 古川小学校校区を除く。） 加古川町美乃利の一部
加古川市立平岡北小学校	野口町野口の一部、野口町北野の一部 平岡町高畑の一部、平岡町新在家の一部 平岡町つつじ野
加古川市立野口南小学校	野口町古大内、野口町二屋（平岡小学校校区、平岡南小学校校区 を除く。） 野口町坂井（別府西小学校校区を除く。） 野口町長砂（別府西小学校校区、浜の宮小学校校区を除く。） 尾上町安田の一部、別府町別府の一部
加古川市立東神吉南小学校	東神吉町神吉の一部、東神吉町出河原、東神吉町砂部、東神吉町 西井ノ口（川西小学校校区を除く。） 米田町船頭の一部
加古川市立若宮小学校	加古川町稲屋の一部、加古川町南備後の一部、尾上町養田（尾上 小学校校区、鳩里小学校校区を除く。）、 尾上町養田1丁目、尾上町養田2丁目、尾上町養田3丁目、尾上 町池田の一部、尾上町長田の一部、尾上町今福、尾上町旭1丁目、 尾上町旭2丁目、尾上町旭3丁目
加古川市立別府西小学校	野口町坂井の一部、野口町長砂の一部、別府町新野辺、 別府町新野辺北町1丁目から別府町新野辺北町4丁目まで 別府町新野辺北町5丁目（浜の宮小学校校区を除く。） 別府町新野辺北町6丁目から別府町新野辺北町8丁目まで

別表第2（第3条関係）

学校名	校区
加古川市立加古川中学校	加古川市立加古川小学校校区 加古川市立鳩里小学校校区
加古川市立中部中学校	加古川市立野口小学校校区 加古川市立野口南小学校校区
加古川市立浜の宮中学校	加古川市立尾上小学校校区 加古川市立浜の宮小学校校区 加古川市立若宮小学校校区
加古川市立両荘中学校	加古川市立平荘小学校校区 加古川市立上荘小学校校区
加古川市立平岡中学校	加古川市立平岡小学校校区（加古川市立平岡南中学校校区を除く。） 加古川市立平岡東小学校校区（加古川市立平岡南中学校校区を除く。） 加古川市立平岡北小学校校区
加古川市立氷丘中学校	加古川市立氷丘小学校校区 加古川市立氷丘南小学校校区
加古川市立神吉中学校	加古川市立東神吉小学校校区 加古川市立西神吉小学校校区 加古川市立川西小学校校区 加古川市立東神吉南小学校校区
加古川市立山手中学校	加古川市立神野小学校校区（加古川市立陵南中学校校区を除く。） 加古川市立八幡小学校校区 加古川市立陵北小学校校区
加古川市立志方中学校	加古川市立志方小学校校区 加古川市立志方東小学校校区 加古川市立志方西小学校校区
加古川市立平岡南中学校	加古川市立平岡小学校校区の一部 加古川市立平岡南小学校校区 加古川市立平岡東小学校校区の一部
加古川市立別府中学校	加古川市立別府小学校校区 加古川市立別府西小学校校区
加古川市立陵南中学校	加古川市立神野小学校校区の一部 加古川市立野口北小学校校区

加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校及び中学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号。以下「校区規則」という。）の別表第1及び別表第2に定める校区の区域について、必要な事項を定める。

(小学校校区)

第2条 校区規則別表第1に定める校区の区域は、別表1のとおりとする。

(中学校校区)

第3条 校区規則別表第2に定める校区の区域は、別表2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立加古川 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 773番地の8 2482番地 2515番地 2535番地 2639番地 2664番地 2674番地
	加古川町備後の一部	備後 23番地の6 から 23番地の24 まで
	加古川町平野の一部	平野 333番地
加古川市立神野 小学校	加古川町大野の一部	大野 1番地の3 1530番地
	神野町西条の一部	西条 1286番地 1288番地の1 1300番地の3 1306番地の2 1414番地 1420番地の2
	野口町水足の一部	水足 1626番地の38 1626番地の52 1791番地
	八幡町中西条の一部	中西条 1020番地の253
加古川市立野口 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 2011番地 2711番地 2712番地
	平岡町新在家の一部	新在家 654番地 から 656番地 まで 702番地の1 702番地の3 710番地の1 714番地の1 716番地 ローズヴィラ東加古川 東加古川ハイタウン
	尾上町安田の一部	安田 107番地の13
加古川市立平岡 小学校	野口町二屋の一部	二屋 354番地 から 356番地 まで 359番地 から 368番地 まで
	平岡町二俣の一部	二俣 905番地 907番地 908番地 909番地 912番地

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立尾上 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 451番地の8 452番地の1 北在家のうち明姫幹線以南
	尾上町養田の一部	養田 1259番地 から 1266番地 まで 1270番地 1272番地 1274番地
	尾上町口里の一部	口里 150番地の2 から 150番地の5 まで 151番地 から 158番地 まで (158番地の3 から 158番地の5 までを除く) 163番地の3 163番地の5 164番地 から 167番地 まで 192番地 から 196番地 まで 199番地 から 208番地 まで 770番地の2 から 770番地の4 まで
加古川市立上荘 小学校	上荘町国包の一部	国包のうち加古川以西
加古川市立川西 小学校	東神吉町西井ノ口の一 部	西井ノ口 649番地の1 649番地の3 から 649番地の8 まで 650番地の1 650番地の4 から 650番地の9 まで 650番地の12 から 650番地の21 まで 668番地の2 から 668番地の5 まで 687番地 690番地 697番地の1 697番地の7 697番地の9 から 697番地の17 まで 832番地(832番地の3を除く) 833番地 (833番地の4 833番地の6 833番地の7 833番地の15 833番地の16を除く) 西井ノ口のうちJ R 神戸線以南 (845番地の3を除く)
	西神吉町岸の一部	岸 152番地の3
加古川市立陵北 小学校	神野町神野の一部	神野 1365番地

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立平岡南 小学校	野口町二屋の一部	二屋 105番地の2 350番地 352番地 358番地
	別府町別府の一部	別府 548番地の1 579番地 584番地の1 635番地 639番地の1 651番地 から 751番地 まで 897番地の8 897番地の12 897番地の15
	別府町西脇の一部	西脇 116番地の2
加古川市立浜の宮 小学校	尾上町池田の一部	池田 83番地 から 85番地 まで 89番地 97番地 102番地 107番地 110番地 114番地の1 155番地 156番地 158番地の3 165番地 から 167番地 まで 168番地の1 169番地 326番地 327番地 345番地 346番地 349番地 351番地 361番地 1497番地 1500番地 1504番地 1506番地 1508番地 から 1649番地 まで 2349番地 から 2391番地 まで
	尾上町安田の一部	安田 282番地 から 301番地 まで
	別府町新野辺北町 5丁目の一部	別府町新野辺北町5丁目 3番地の1 から 3番地の3 まで 8番地の2 から 8番地の4 まで 26番地 27番地 33番地 34番地 35番地の5 35番地の6 46番地
	野口町長砂の一部	長砂 986番地 987番地 989番地 から 993番地 まで

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立鳩里 小学校	加古川町木村の一部	木村 662番地から 667番地まで 688番地 689番地 690-1番地 690-4番地 691番地から 771番地まで (662番地から667番地まで 及び 737番地から743 番地 までは加古川中央線の北側は除く) 加古川西団地
	加古川町西河原の一部	加古川西団地
	加古川町栗津の一部	栗津 51番地の1 73番地の1
	尾上町養田の一部	養田 203番地の1 205番地の16 205番地の19 207番地の5 207番地の11 207番地の13 207番地の18 から 207番地の22 まで
	尾上町安田の一部	安田 912番地
加古川市立平岡東 小学校	平岡町高畑の一部	高畑 529番地の4 529番地の21 から 529番地の25 まで 638番地 639番地 640番地 641番地 643番地 644番地
	平岡町山之上の一部	山之上 684番地
加古川市立野口北 小学校	野口町北野の一部	北野のうち加古川バイパス以北
	平岡町新在家の一部	新在家 902番地の21 から 902番地の138 まで 902番地の243 から 902番地の290 まで 2562番地 2563番地 2566番地の2
加古川市立志方 小学校	志方町高畑の一部	高畑 1037番地
	志方町横大路の一部	横大路 1番地 から 84番地 まで (69番地を除く)
加古川市立志方西 小学校	志方町西中の一部	西中 178番地の1

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立氷丘南 小学校	加古川町篠原町の一部	篠原町 153番地の2 153番地の4 212番地の10
	加古川町寺家町の一部	寺家町のうち J R 神戸線以北
	加古川町本町の一部	本町のうち J R 神戸線以北
	加古川町河原の一部	河原のうち加古川バイパス以南(472番地の2 472番地の10 472番地の11 472番地の16 から 472番地の18 まで 472番地の25を除く)
	加古川町美乃利の一部	美乃利のうち加古川バイパス以南 (243番地の1を除く)
加古川市立平岡北 小学校	野口町野口の一部	野口 291番地
	野口町北野の一部	北野 9番地
	平岡町高畑の一部	高畑のうち加古川バイパス以北
	平岡町新在家の一部	新在家 796番地 799番地 801番地 802番地 809番地の3 811番地の6 812番地の1 812番地の7 830番地の1 830番地の3 新在家のうち加古川バイパス以北及び新在家の うち県道八幡別府線より東側で J R 神戸線以北 (1520番地を除く)
加古川市立野口南 小学校	尾上町安田の一部	安田 279番地
	別府町別府の一部	別府 899番地の6
加古川市立東神吉 南小学校	東神吉町神吉の一部	神吉 398番地の4 399番地の4 399番地の10 399番地の12 399番地の14 409番地の5 409番地の7 444番地 445番地 451番地 から 454番地 まで 608番地の1 から 608番地の250 まで 651番地 から 760番地 まで 823番地
	米田町船頭の一部	船頭 523番地の3 525番地の8 538番地 から 562番地 まで

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立若宮 小学校	加古川町稲屋の一部	稲屋 404番地 405番地 (405番地の1 405番地の3を除く) 1281番地 1282番地 1284番地
	加古川町南備後の一部	南備後 185番地の3 185番地の16 186番地の4 186番地の5 186番地の11 194番地の4 194番地の5 194番地の8 195番地の9 195番地の11 195番地の12 195番地の17 195番地の19 195番地の29 198番地の5
	尾上町池田の一部	池田 830番地の5 830番地の7 830番地の20 830番地の21 830番地の38 から 830番地の40 まで 830番地の42 830番地の49 から 830番地の56 まで 830番地の108 から 830番地の123 まで
	尾上町長田の一部	長田 373番地の1 373番地の5 373番地の8 374番地の3 377番地の1 から 377番地の3 まで 377番地の14 377番地の15
加古川市立別府西 小学校	野口町坂井の一部	坂井のうち明姫幹線以南
	野口町長砂の一部	長砂 1010番地 1018番地 1019番地 1172番地 1173番地 1175番地 1189番地 1190番地

備考

本番に属する枝番号すべてが同一校区である場合は本番のみを表記している。

別表2

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立平岡南 中学校	加古川市立平岡小 学校校区の一部	山之上 二俣の一部 二屋の一部 高畑 140 番地の 1 から 140 番地の 3 まで 141 番地 143 番地 173 番地(173 番地の 4 を除く) 174 番地の 4 から 174 番地の 7 まで 175 番地 176 番地 184 番地 186 番地 199 番地の 3 から 199 番地の 12 まで 202 番地の 3 から 202 番地の 7 まで 205 番地 から 207 番地 まで 209 番地の 5 から 209 番地の 9 まで 新在家 1 番地から 199 番地 まで (37 番地の 1 を除く) 398 番地の 7 から 398 番地の 8 まで 405 番地 から 449 番地 まで 457 番地 460 番地 から 462 番地 まで 470 番地 から 482 番地 まで 488 番地 から 491 番地 まで 668 番地 から 699 番地 まで
	加古川市立平岡東 小学校校区の一部	山之上 684 番地
加古川市立陵南中 学校	加古川市立神野小 学校校区の一部	石守 (997 番地 998 番地の 1 998 番地の 7 を除く) 福留 日岡苑 石守 1 丁目 石守 2 丁目 石守 3 丁目 福留 1 丁目 大野 1530 番地 水足 1626 番地の 38 1626 番地の 52 1791 番地

備考

本番に属する枝番号すべてが同一校区である場合は本番のみを表記している。

就学すべき学校の変更に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校及び中学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号）に基づき指定する就学すべき学校を変更することに関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「校区外就学」とは、加古川市内に住所を有する児童生徒が、加古川市立学校の内で就学すべき学校を変更することをいう。
- (2) 「区域外からの就学」とは、加古川市内に住所を有しない児童生徒が、加古川市立学校に就学することをいう。
- (3) 「区域外への就学」とは、加古川市内に住所を有する児童生徒が、他市町村立学校等に就学することをいう。
- (4) 「指定校」とは、児童生徒が就学すべき学校をいう。

(変更の基準)

第3条 指定校の変更は、児童生徒の教育上有益であることを第一義としなければならない。

- 2 指定校の変更の基準及び期間等は、別表のとおりとする。

(変更の手続)

第4条 校区外就学または区域外からの就学を児童生徒にさせようとする保護者は、「校区外・区域外 就学申請書（兼）誓約書」（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請が校区外就学のときは、その内容を審査し諾否を決定するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の申請が区域外からの就学のときは、その理由が正当であると認めるときは、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会に「区域外就学協議書」（様式第2号）により協議し、その諾否を決定するものとする。
- 4 教育委員会は、前2項において諾否を決定したときは、「校区外・区域外就学許可通知書」（様式第3号）または「校区外・区域外就学不許可通知書」（様式第4号）により保護者に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項及び第3項において許可したときは、「校区外・区域外就学承諾通知書」（様式第5号）により、変更後において就学する学校の学校長に通知するものとする。

(区域外への就学)

第5条 教育委員会は、他市町村教育委員会等から区域外への就学について協議を求められたときは、当該市町村教育委員会等の様式により協議し、その諾否を決定するものとする。

(保護者の責任)

第6条 校区外・区域外就学に伴う通学については、保護者の責任において行うものとする。

(許可の取り消し)

第7条 教育委員会は、校区外・区域外就学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 故意に虚偽の申請をしたと認められるとき。
- (2) 申請理由が消滅したと認められるとき。
- (3) 校区外・区域外就学する学校の学則等を遵守しないとき。
- (4) その他教育委員会が、許可の取り消しが必要な事由であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消したときは、「校区外・区域外就学許可取消通知書」(様式第6号)により、保護者に通知するとともに、「校区外・区域外就学許可取消通知書」(様式第7号)により、許可を取り消される学校の校長に通知する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日以降の就学すべき学校の変更の申請、審査、協議、その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表⑫及び⑬の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成19年度における就学すべき学校の変更に関する手続(平成19年1月15日から同年3月31日までの間になされるものに限る。)は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成22年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表①イ及び⑩の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成22年度における就学すべき学校の変更に関する手続(平成22年1月15日から同年3月31日までの間になされるものに限る。)は、この要

綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表中⑧の項から⑩の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 27 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 27 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式にかかる規定は平成 27 年 12 月 1 日から施行し、次項の規定は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 28 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 28 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 30 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 30 年 1 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

加古川市立小学校・中学校 校区外・区域外就学許可基準

事由	分類	許可期間	許可基準	申請	添付書類等
① 学期途中で転居する場合	ア 高学年	卒業まで	小学5～6年生、中学2～3年生が4月1日以降に転居・転出する場合、卒業まで現籍校就学を許可。	事由発生時	
	イ 高学年以外	学年末まで ※高学年の兄弟姉妹がいる場合、その者の卒業時まで	小学1～4年生、中学1年生が4月1日以降に転居・転出する場合、学年末まで現籍校就学を許可。	事由発生時	
② 転居予定先の学校へ先に就学する場合		住民票異動（転居）まで ※1年以内	住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合、転居予定先の学校に就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
③ 住宅購入手続きのため住民票のみ異動させる場合		住宅完成時まで	住宅完成後転校が確実な場合、住宅完成時まで現籍校の就学を許可。	異動時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
④ 住宅建替えのため一時的に住所を異動する場合		住宅建替後、元の住居に戻るまで（1年以内）	住宅建替え後、元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
⑤ 特別支援学級への入級の場合	ア 特別支援学級（病弱学級を除く）	特別支援学級入級の期間	指定校に当該児童生徒の障がいに対応する学級がない場合、他の学校への就学を許可。	随時	
	イ 病弱学級	入院期間中	加古川中央市民病院入院期間中、加古川小学校、加古川中学校への就学を許可。	随時	
⑥ 強制立退きの場合		卒業まで	公権力による場合、卒業まで現籍校への就学を許可。	事由発生時	事実を証明する書類
⑦ 災害等で住所を一時的に異動する場合		避難期間中	災害復旧後元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	罹災証明
⑧ 保護者の就労による場合		学年末まで	保護者が就労しているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	保護者の就業証明書 ※自営業の場合は開業届（税務署等提出分）、営業許可書、営業を確認できる確定申告書の写しのうち1点 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し（市外に住民票がある場合のみ）
⑨ 保護者の疾病による場合		学年末まで	保護者の疾病により、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し（市外に住民票がある場合のみ）
⑩ 保護者が常時看護、介護を行っている場合		学年末まで	保護者が看護、介護を行っているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書または介護保険証（要介護度が記載されているもの） 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し（市外に住民票がある場合のみ）
⑪ 教育的に配慮する場合	ア 身体上の理由	学年末まで	児童・生徒の身体上の理由により、配慮が必要と認められる場合、医師の意見を参考に就学を許可。	毎年度	医師の診断書
	イ 教育的理由	卒業まで	いじめ・不登校等の理由により、配慮が必要と認められる場合、学校長が適当と認める学校への就学を許可。	当初	関係する学校長の意見書（事前に学校・教育委員会との協議が必要）
⑫ 地理的な理由による場合	ア 距離	卒業まで	自宅から学校まで徒歩で安全に通学できる距離が、小学校にあつては2km以上、中学校にあつては3km以上あり、指定された学校より隣接学校に近い場合に許可。（校区外就学のみ）	当初	
	イ 安全性、利便性	卒業まで	通学路等の地理的面や隣接学校との距離等を考慮し、指定された学校への通学が著しく不合理な場合、教育委員会が別に定める地域について許可。（校区外就学のみ）	当初	
	ウ 教育的配慮	卒業まで	同一小学校で進学する中学校が2つに分かれている場合で、ほとんどの児童が進学する中学校に少数の児童が就学を希望する場合、教育委員会が別に定める地域について許可。（校区外就学のみ）	当初	
⑬ 部活動による場合		卒業まで ※退部または理由なく長期にわたり休部した場合はその日まで	転入転居直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校になく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部活動に入部することを前提として、その部活動のある近隣中学校への就学を許可。（希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校）（校区外就学の中学生のみ）	当初	継続的に部活動をおこなっていたことを証明する書類。（事前に学校・教育委員会との協議が必要）
⑭ 町内会の加入による場合		卒業まで	加入している町内会が住民登録地の町内会と異なる場合、加入している町内会の学校への就学を許可。（校区外就学のみ）	当初	町内会加入証明書
⑮ 特別な事情により住民票の異動ができない場合		年度末まで	債権者からの逃避等、やむをえない場合、居住地の学校への就学を許可。	当初	住民票、健康保険証の写し等、住所氏名の確認ができるもの 居住地が確認できるもの
⑯ その他教育委員会が必要と認めた場合		校区外・区域外就学が必要な期間	教育委員会が特に必要と認めた場合、校区外・区域外就学を許可。	当初	教育委員会が必要とする書類

※上記は許可可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。いずれの事由による場合も、保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと学校長が認めた場合にのみ適用し、教育委員会が許可します。

※故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消します。

平30年度 理由別校区外・区域外就学申請件数

【小学校】		(人)	
	理 由	H29	H30
①-ア	学期途中の転居 (5・6年は卒業まで)	31	11
①-イ	学期途中の転居 (学年末まで)	72	16
②	転居予定先の学校へあらかじめ 就学	18	14
③	住民票のみ異動	0	0
④	住宅建替のため一時異動	0	0
⑤-ア	特別支援学級	0	0
⑤-イ	病弱学級	0	0
⑥	強制立退き	0	0
⑦	災害	0	0
⑧	保護者の就労	98	86
⑨	保護者の疾病	1	0
⑩	保護者看護・介護	0	0
⑪-ア	教育的配慮(身体上理由)	1	0
⑪-イ	教育的配慮(教育的理由)	3	1
⑫-ア	地理的な理由(距離)	0	0
⑫-イ	地理的な理由(安全性・利便 性)	14	7
⑫-ウ	地理的な理由(教育的配慮)		
⑬	部活動による(中学生のみ)		
⑭	町内会	22	17
⑮	住民票を異動できない	3	4
⑯	その他教育委員会が必要と認め た場合	2	2
	合計	265	158

【中学校】		(人)	
	理 由	H29	H30
①-ア	学期途中の転居 (2・3年は卒業まで)	48	16
①-イ	学期途中の転居 (学年末まで)	13	1
②	転居予定先の学校へあらかじめ 就学	1	2
③	住民票のみ異動	0	0
④	住宅建替のため一時異動	0	0
⑤-ア	特別支援学級	0	0
⑤-イ	病弱学級	0	0
⑥	強制立退き	0	0
⑦	災害	0	0
⑧	保護者の就労	31	35
⑨	保護者の疾病	0	1
⑩	保護者看護・介護	0	1
⑪-ア	教育的配慮(身体上理由)	1	0
⑪-イ	教育的配慮(教育的理由)	4	2
⑫-ア	地理的な理由(距離)	0	0
⑫-イ	地理的な理由(安全性・利便 性)	0	3
⑫-ウ	地理的な理由(教育的配慮)		1
⑬	部活動による(中学生のみ)	0	6
⑭	町内会	10	7
⑮	住民票を異動できない	9	4
⑯	その他教育委員会が必要と認め た場合	0	1
	合計	117	80

※平成30年度は平成30年7月1日現在の数値

児童生徒数一覧表 (平成30年5月1日現在)

加古川市教育委員会

	学級数							1年		2年		3年		計						
	1	2	3	特	別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
				支	支															
加古川中	8	8	9			4	29	147	168	315	169	129	298	175	154	329	491	451	942	
中部中	6	6	7			4	23	125	116	241	128	98	226	132	153	285	385	367	752	
浜の宮中	7	8	8			2	25	146	113	259	141	149	290	153	144	297	440	406	846	
両荘中	2	2	2			1	7	32	24	56	22	31	53	24	33	57	78	88	166	
平岡中	7	7	7			3	24	127	121	248	152	120	272	143	132	275	422	373	795	
氷丘中	7	7	7			3	24	135	117	252	143	113	256	133	124	257	411	354	765	
神吉中	7	6	7			4	24	131	117	248	104	100	204	133	114	247	368	331	699	
山手中	4	3	4			2	13	65	75	140	62	59	121	65	74	139	192	208	400	
志方中	2	2	2			1	7	24	33	57	38	39	77	37	26	63	99	98	197	
平岡南中	4	5	5			2	16	70	80	150	89	89	178	92	84	176	251	253	504	
別府中	5	5	5			2	17	103	80	183	86	82	168	91	82	173	280	244	524	
陵南中	4	4	4			2	14	74	81	155	74	86	160	77	82	159	225	249	474	
計	63	63	67	0	0	0	30	223	1179	1125	2304	1208	1095	2303	1255	1202	2457	3642	3422	7064

	学級数							1年		2年		3年		4年		5年		6年		計									
	1	2	3	4	5	特	別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計						
						支	支																						
加古川小	4	5	4	4	4	4	4	29	71	59	130	80	74	154	56	76	132	75	69	144	65	70	135	79	68	147	426	416	842
氷丘小	5	4	4	4	4	4	4	29	75	70	145	59	56	115	74	67	141	65	72	137	72	75	147	69	67	136	414	407	821
神野小	2	2	2	3	2	3	4	18	31	34	65	42	26	68	32	40	72	44	32	76	43	39	82	40	48	88	232	219	451
野口小	5	5	5	4	4	4	4	31	70	77	147	81	81	162	77	85	162	71	71	142	56	70	126	70	70	140	425	454	879
平岡小	3	2	3	3	3	3	5	22	44	35	79	35	34	69	42	48	90	49	47	96	50	46	96	56	43	99	276	253	529
尾上小	4	4	4	4	3	4	4	27	53	66	119	59	59	118	57	71	128	54	68	122	67	51	118	73	54	127	363	369	732
別府小	2	2	2	2	2	2	2	14	25	32	57	33	22	55	30	34	64	31	29	60	37	24	61	37	29	66	193	170	363
八幡小	2	1	2	1	1	2	1	10	18	19	37	18	10	28	20	19	39	18	13	31	19	15	34	19	23	42	112	99	211
平荘小	1	1	1	1	1	1	2	8	13	19	32	14	12	26	16	20	36	17	10	27	14	20	34	19	12	31	93	93	186
上荘小	1	1	1	1	1	1	2	8	11	11	22	21	11	32	12	16	28	16	5	21	11	11	22	13	9	22	84	63	147
東神吉小	1	2	1	1	2	2	1	10	16	14	30	17	21	38	17	15	32	11	18	29	32	17	49	25	20	45	118	105	223
西神吉小	2	2	2	2	2	2	5	17	30	24	54	42	33	75	31	39	70	36	37	73	40	35	75	37	21	58	216	189	405
川西小	2	2	2	2	2	2	2	14	27	31	58	21	18	39	41	28	69	31	35	66	23	33	56	35	27	62	178	172	350
陵北小	1	2	1	2	2	2	2	12	17	15	32	23	26	49	17	20	37	22	25	47	32	23	55	24	33	57	135	142	277
平岡南小	4	4	4	4	3	3	3	25	55	62	117	67	56	123	52	61	113	56	57	113	54	54	108	57	52	109	341	342	683
浜の宮小	3	3	4	3	3	3	4	23	52	52	104	54	51	105	55	63	118	46	38	84	49	56	105	33	53	86	289	313	602
鳩里小	5	6	5	6	5	5	6	38	91	78	169	91	88	179	92	88	180	100	91	191	103	92	195	110	84	194	587	521	1108
平岡東小	5	5	5	4	4	3	4	30	72	90	162	80	81	161	88	60	148	76	63	139	70	70	140	63	59	122	449	423	872
野口北小	4	4	3	4	3	3	3	24	61	68	129	56	63	119	50	58	108	53	67	120	54	62	116	51	50	101	325	368	693
志方小	1	1	1	1	1	1	3	9	14	16	30	13	15	28	22	12	34	15	19	34	18	15	33	26	8	34	108	85	193
志方東小	1	1	1	1	1	1	1	7	5	7	12	7	7	14	3	3	6	8	8	16	7	3	10	6	6	12	36	34	70
志方西小	1	1	1	1	1	1	1	7	9	12	21	10	10	20	16	14	30	7	8	15	11	11	22	11	15	26	64	70	134
氷丘南小	4	5	4	4	4	3	4	28	72	63	135	70	77	147	76	61	137	75	61	136	64	67	131	61	56	117	418	385	803
平岡北小	4	4	3	4	3	3	3	24	57	52	109	58	67	125	47	61	108	74	58	132	65	59	124	51	55	106	352	352	704
野口南小	4	4	4	3	4	4	3	26	75	61	136	66	74	140	63	60	123	56	51	107	61	82	143	56	67	123	377	395	772
東神吉南小	3	2	3	2	3	3	3	19	44	53	97	28	37	65	42	37	79	31	35	66	42	40	82	36	48	84	223	250	473
若宮小	2	2	2	3	2	3	4	18	32	35	67	29	27	56	24	34	58	38	37	75	39	24	63	50	41	91	212	198	410
別府西小	4	3	4	4	3	3	2	23	59	57	116	53	52	105	61	55	116	63	45	108	53	43	96	43	57	100	332	309	641
計	80	80	78	78	73	75	86	550	1199	1212	2411	1227	1188	2415	1213	1245	2458	1238	1169	2407	1251	1207	2458	1250	1175	2425	7378	7196	14574

※上段は特別支援学級の児童生徒数(内数)

	学級数	1年		2年		3年 (幼稚部3歳児)		4年 (幼稚部4歳児)		5年 (幼稚部5歳児)		6年		計					
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
養護学校	1													1	1	2			
幼稚部	8	3	0	3	2	4	6	1	2	3	3	2	5	0	3	3	1	10	11
小学部	4	1	3	4	3	1	4	0	4	4	0	0	0	0	8	8	4	4	8
高等部	12	7	4	11	6	3	9	6	2	8	0	0	0	0	19	19	9	28	37
計	25													38	25	63			

小学校児童・学級数推計(現行)

(人・学級)

No.	小学校名		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
1	加古川	児童数	842	816	804	786	778	745	717
		学級数	(25)	(25)	(25)	(24)	(24)	(24)	(23)
2	氷丘	児童数	821	799	761	749	722	741	702
		学級数	(25)	(26)	(25)	(24)	(23)	(23)	(22)
3	神野	児童数	451	428	397	364	344	325	300
		学級数	(14)	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
4	野口	児童数	879	881	903	918	905	912	893
		学級数	(27)	(28)	(29)	(30)	(29)	(28)	(27)
5	平岡	児童数	529	513	491	462	458	460	468
		学級数	(17)	(17)	(17)	(16)	(15)	(16)	(16)
6	尾上	児童数	732	728	725	727	693	677	655
		学級数	(23)	(23)	(24)	(23)	(21)	(21)	(20)
7	別府	児童数	363	345	315	291	249	238	208
		学級数	(12)	(12)	(11)	(11)	(10)	(10)	(9)
8	八幡	児童数	211	206	204	204	194	193	186
		学級数	(9)	(9)	(8)	(8)	(7)	(6)	(6)
9	平荘	児童数	186	184	172	163	141	134	125
		学級数	(6)	(7)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
10	上荘	児童数	147	152	164	164	160	160	151
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
11	東神吉	児童数	223	211	190	178	166	155	148
		学級数	(9)	(8)	(7)	(6)	(6)	(6)	(6)
12	西神吉	児童数	405	404	381	363	335	300	291
		学級数	(12)	(13)	(13)	(12)	(12)	(12)	(12)
13	川西	児童数	350	342	327	311	291	303	283
		学級数	(12)	(12)	(12)	(11)	(11)	(12)	(12)
14	陵北	児童数	277	270	262	271	290	289	320
		学級数	(10)	(11)	(10)	(10)	(11)	(11)	(12)
15	平岡南	児童数	683	682	672	667	645	610	592
		学級数	(22)	(22)	(21)	(22)	(21)	(19)	(19)
16	浜の宮	児童数	602	616	600	597	577	545	533
		学級数	(19)	(19)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)
17	鳩里	児童数	1,108	1,095	1,030	977	940	905	874
		学級数	(32)	(33)	(31)	(29)	(29)	(28)	(27)
18	平岡東	児童数	872	888	871	859	826	769	706
		学級数	(26)	(27)	(26)	(26)	(26)	(24)	(22)
19	野口北	児童数	693	706	709	688	669	654	612
		学級数	(21)	(22)	(22)	(21)	(21)	(20)	(18)
20	志方	児童数	193	196	198	203	195	195	193
		学級数	(6)	(7)	(7)	(8)	(8)	(7)	(7)
21	志方東	児童数	70	70	68	60	63	52	49
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
22	志方西	児童数	134	124	123	122	106	102	95
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
23	氷丘南	児童数	803	829	837	820	827	806	778
		学級数	(24)	(26)	(26)	(25)	(26)	(25)	(25)
24	平岡北	児童数	704	706	688	656	653	612	589
		学級数	(21)	(24)	(23)	(22)	(21)	(19)	(18)
25	野口南	児童数	772	768	748	759	783	769	769
		学級数	(23)	(23)	(23)	(24)	(25)	(24)	(24)
26	東神吉南	児童数	473	452	459	470	471	488	454
		学級数	(16)	(15)	(14)	(15)	(16)	(17)	(16)
27	若宮	児童数	410	380	383	366	376	360	349
		学級数	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
28	別府西	児童数	641	645	649	641	626	639	616
		学級数	(21)	(20)	(19)	(19)	(18)	(19)	(19)
	合計	児童数	14,574	14,436	14,131	13,836	13,483	13,138	12,656
		学級数	(464)	(473)	(459)	(452)	(446)	(437)	(426)

※平成30年度は5月1日現在の数値。

※平成31年度以降の入学児童数については、平成30年5月1日現在に加古川市の住民基本台帳に登録されている者を指定校区ごとに割振り、過去3年間の入学率を乗じて推計値を作成。

なお、学級数については、1～4年については35人学級で算定。(学級数には、特別支援学級数は含めず。)

中学校生徒・学級数推計(現行)

(人・学級)

No.	中学校名		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
1	加古川	生徒数	942	945	968	979	951	954	919
		学級数	(25)	(25)	(26)	(27)	(26)	(26)	(25)
2	中部	生徒数	752	720	752	750	771	803	836
		学級数	(19)	(20)	(21)	(20)	(20)	(21)	(22)
3	浜の宮	生徒数	846	843	830	843	843	836	845
		学級数	(23)	(23)	(22)	(22)	(22)	(22)	(23)
4	両 荘	生徒数	166	158	157	145	155	156	162
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
5	平 岡	生徒数	795	776	801	842	869	867	877
		学級数	(21)	(21)	(22)	(23)	(24)	(24)	(24)
6	氷 丘	生徒数	765	744	748	751	775	760	766
		学級数	(21)	(20)	(20)	(20)	(21)	(21)	(21)
7	神 吉	生徒数	699	689	735	710	711	668	673
		学級数	(20)	(19)	(20)	(19)	(19)	(18)	(18)
8	山 手	生徒数	400	388	389	351	322	294	282
		学級数	(11)	(12)	(12)	(11)	(10)	(9)	(9)
9	志 方	生徒数	197	203	188	193	191	189	188
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
10	平岡南	生徒数	504	488	458	476	470	482	459
		学級数	(14)	(13)	(12)	(13)	(13)	(13)	(12)
11	別 府	生徒数	524	508	488	464	477	480	484
		学級数	(15)	(14)	(13)	(12)	(13)	(13)	(14)
12	陵 南	生徒数	474	463	455	458	456	461	463
		学級数	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
	合 計	生徒数	7,064	6,925	6,969	6,962	6,991	6,950	6,954
		学級数	(193)	(191)	(192)	(191)	(192)	(191)	(192)

※平成30年度は5月1日現在の数値。

※平成31年度以降の生徒数については、現在小学校に就学している児童を中学校区ごとに割り振り、進学率(私学等へ進学する者を除いた割合)を加味し算定。

※学級数には、特別支援学級数は含めず。

○加古川市立学校校区審議会条例

昭和44年7月1日

条例第22号

改正 平成11年3月30日条例第2号

平成11年7月27日条例第14号

(設置)

第1条 加古川市教育委員会の附属機関として、加古川市立学校校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、加古川市立学校校区の設定及び変更に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係諸団体の代表者
- (2) その他教育委員会の必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が前条第1号の職を辞したときは、委員の職を失う。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

○加古川市立学校校区審議会条例施行規則

昭和44年9月16日

教育委員会規則第2号

改正 昭和48年8月7日教委規則第5号

平成11年3月30日教委規則第14号

平成11年7月27日教委規則第17号

平成21年3月13日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、加古川市立学校校区審議会条例（昭和44年条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に規定する委員の構成は、次の各号による。

(1) 関係諸団体の代表者

ア 加古川市小学校校長会の代表 1人

イ 加古川市中学校校長会の代表 1人

ウ 加古川市PTA連合会の代表 2人

(2) その他教育委員会の必要と認める者 4人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可、否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において、必要あるときは、委員以外の関係者の出席をもとめ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月7日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則（平成11年3月30日教委規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月27日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月13日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。